

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)の事後公表

番号	契約業務の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	橋田小学校樹木剪定作業	令和3年10月18日 から 令和3年11月12日 まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和3年10月18日	23,400円	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	(以下余白)					
3						
4						
5						